

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例(平成25年滋賀県条例第25号)の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定による指定を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)の一部を改正しようとするものである。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として令和3年6月30日まで指定を受けている特定非営利活動法人しがNPOセンターを、令和8年6月30日まで再度指定することとします。(本則関係)
- (2) この条例は、令和3年7月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

3 指定する法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人しがNPOセンター
主たる事務所の所在地	近江八幡市桜宮町 207 番地の 3
代表者氏名	阿部 圭宏
法人設立年月日	平成 23 年 9 月 22 日
事業の概要	<p>この法人は、滋賀県における市民活動やNPOの支援、地域コミュニティの支援、及び多様なセクター間の協働推進を行うことにより、滋賀における市民社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動・NPO支援のための情報提供、相談・コンサルティング、マネジメント・人材育成に関わる事業 2 地域コミュニティ支援のための情報提供、相談・コンサルティング、マネジメント・人材育成に関わる事業 3 災害ボランティアコーディネート事業 4 協働推進事業

4 指定の基準

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例・同施行規則により指定の基準および手続を規定している。

- ① 次の要件を満たしていること。
 - ・ 県内で活動するNPO法人であること。
 - ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
 - ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
 - ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③ 運営組織および経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

5 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会への諮問結果

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例の規定に基づき、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、令和2年11月27日に当該委員会から「指定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申があった。

(参考)

個別指定を受けると

- ① 指定を受けたNPO法人への寄附者に対する優遇（個人県民税の寄附金税額控除）がある。

例えば、10,000円を寄附すると、

$$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円 (基礎控除)}) \times 4\% \text{ (県民税)} = 320 \text{円 (税額控除)}$$

個人県民税について、320円の税額控除を受けられる。

- ② 指定を受けたNPO法人は認定NPO法人の基準のうち、パブリック・サポート・テスト（PST）の要件を満たすこととなり、この申請を行うことができる。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例新旧対照表

旧			新		
滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。			滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。		
名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間	名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで	特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人つどい	長浜市常喜町874番地2	平成28年7月1日から令和3年6月30日まで	特定非営利活動法人つどい	長浜市常喜町874番地2	平成28年7月1日から令和3年6月30日まで
特定非営利活動法人しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町207番地の3	平成28年7月1日から令和3年6月30日まで	特定非営利活動法人しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町207番地の3	令和3年7月1日から令和8年6月30日まで
特定非営利活動法人NPOぽぽハウス	彦根市平田町107番地11	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	特定非営利活動法人NPOぽぽハウス	彦根市平田町107番地11	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
付則 省略			付則 省略		

